

第1章 調査の目的

1. 調査の目的

パートタイム労働者の働き・貢献に見合った正社員との均等・均衡待遇の推進は、喫緊の課題であるが、5割超のパートタイム労働者が賃金等について会社に不満や不安を感じており、パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けた取組を推進する必要がある。

パートタイム労働者の公正な待遇の確保は、パートタイム労働者の納得感や就業意欲の向上による職場の活性化を図り、企業の競争力の向上にもつながるなど、労使双方に効果が期待されるものである。パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けた社会的機運の醸成や、事業主の積極的な取組の促進のためには、パートタイム労働者の雇用管理の改善に取り組む企業が自社のパートタイム労働者の活躍状況を簡便に把握でき、それによって課題解決を図るとともに、自発的に自社の取組を発信することが効果的である。

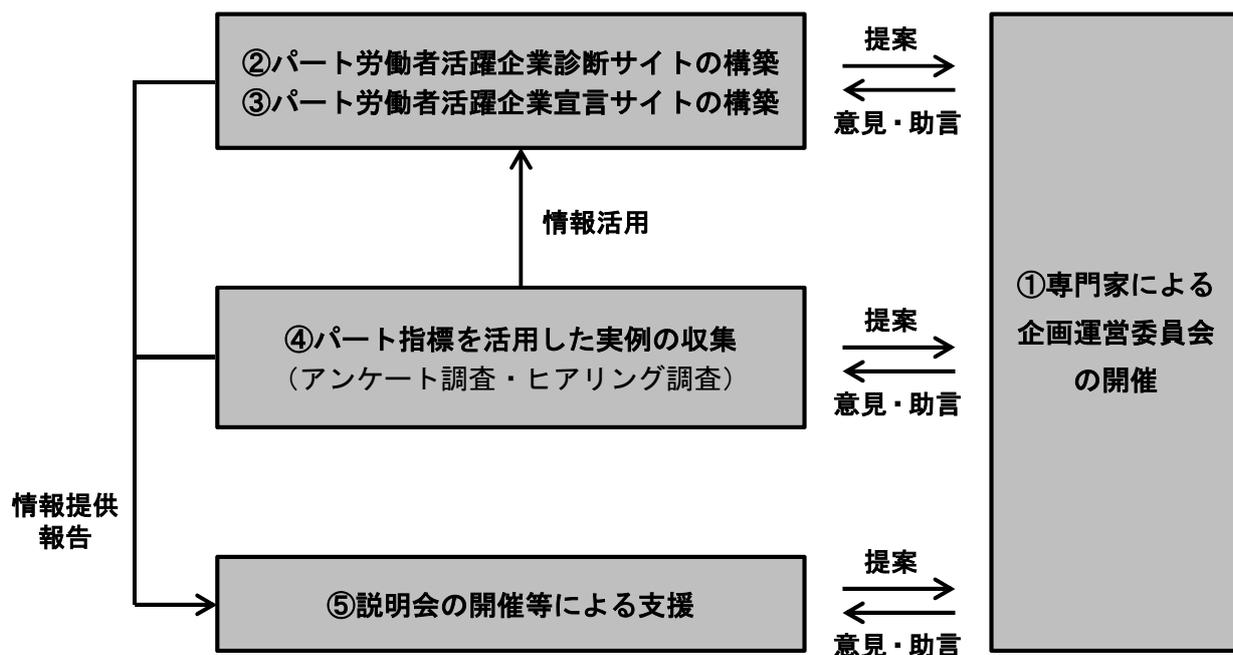
このため、事業主がパートタイム労働者均等・均衡待遇指標（以下「パート指標」という。）を活用して、自主点検を行うことができる「パート労働者活躍企業診断サイト」を構築するとともに、パートタイム労働者活躍推進企業宣言（以下「パート労働者活躍企業宣言」という。）により自社の取組を発信する仕組みとして、「パート労働者活躍企業宣言サイト」を構築する。

なお、調査の実施にあたっては、専門家による企画運営委員会を設置し、調査を進める上で検討が必要となる事項について意見やアドバイスをいただき、調査に反映することとする。

2. 調査フロー

①企画運営委員会での意見やアドバイス等を踏まえながら、②～⑤の事業を推進した。

④で実施した企業アンケートや企業ヒアリングの結果を②「パート労働者活躍企業診断サイト」や③「パート労働者活躍企業宣言サイト」の構築に活用するとともに、2つのサイトの普及と利用促進を図ることを目的として、⑤説明会を開催等による支援



3. 専門家による企画運営委員会の設置

3-1 委員会メンバー

専門家による企画運営委員会のメンバーは下表の通りである。

なお、全7回の開催のうち、第2回から第5回にかけて、企業アドバイザーとして2名の方にご出席いただいた。

(専門家)

(50音順、敬称略)

氏名	所属等
佐藤 博樹 (委員長)	中央大学 大学院戦略経営研究科 教授 (平成26年10月～) (前職) 東京大学社会科学研究所 社会調査・データアーカイブ研究センター 教授
佐野 嘉秀	法政大学 経営学部 教授
武石 恵美子	法政大学 キャリアデザイン学部 教授
平田 未緒	株式会社 働きかた研究所 代表取締役所長
諸星 裕美	オフィスモロホシ 社会保険労務士

(企業アドバイザー)

(50音順、敬称略)

氏名	所属等
岡田 康利	株式会社ココカラファイン 人事部次長
山尾 耕司	上新電機株式会社 総務部課長

3-2 企画運営委員会開催概要

企画運営委員会は全7回開催された。開催概要は以下の通りである。

回	日時	概要
第1回	平成26年 5月21日 15:00～17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的、全体の進め方について ・企画運営委員会の検討内容、スケジュールについて ・企業アンケートの実施方法、調査票(案)について 等
第2回	7月2日 9:30～11:30	<ul style="list-style-type: none"> ・パート労働者活躍企業診断サイトの診断結果の考え方、お試し診断の考え方等について ・パート労働者活躍企業宣言サイトの選定基準、宣言内容等について ・企業ヒアリングの実施方法(対象企業の選定方法、ヒアリング項目)について ・説明会のプログラム内容について 等
第3回	8月7日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・パート労働者活躍企業診断サイトの診断方法(登録・利用の考え方、診断結果の表示方法等)について ・パート労働者活躍企業宣言サイトの選定基準、宣言内容等について ・企業アンケートの有効サンプルの基準について ・企業ヒアリングの対象企業の選定結果について ・説明会の開催スケジュール及び委員の講演スケジュールの調整について 等

回	日時	概要
第4回	10月7日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・パート労働者活躍企業診断サイトの仕様、動きの確認（お試し診断、登録、診断、診断結果の表示等）について ・パート労働者活躍企業宣言サイトの仕様、動きの確認（宣言内容の登録、宣言内容の公開イメージ等）について ・企業アンケートの集計・分析結果について ・企業ヒアリングの進捗状況について 等
第5回	10月27日 13:00～15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・パート労働者活躍企業診断サイトの仕様、動きの確認（お試し診断、登録、診断、診断結果の表示等）、及び複数事業所の診断について ・パート労働者活躍企業宣言サイトの仕様、動きの確認（宣言内容の登録、宣言内容の公開イメージ等）、及び宣言する企業の登録から公開までのフローについて ・説明会で使用する資料について 等
第6回	12月11日 10:00～12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・企業アンケートの集計・分析結果の修正について ・企業ヒアリング結果の整理・分析の考え方、参考事例の内容について ・パート労働者活躍企業診断サイトにおけるアドバイス及び事例の内容、表示方法について ・「パートタイム労働者活躍推進企業表彰（案）」について 等
第7回	平成27年 3月3日 13:00～15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働者の雇用管理と均等・均衡待遇に関する報告書（案）について ・パート労働者活躍企業診断サイトの仕様、動きの確認（アドバイス及び事例の表示、複数事業所の診断、お試し診断から本診断へのデータ移行等）について ・「パートタイム労働者活躍推進企業表彰（案）」について 等

【パートタイム労働法の改正について】

- ・パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号））は、パートタイム労働者の就業の実態を考慮して雇用管理の改善に関する措置を講ずることにより、通常の労働者との均等・均衡待遇の確保を推進すること等を目指している。
- ・より一層の均等・均衡待遇の確保を推進し、一人ひとりの納得性の向上を図るため、改正パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第27号））が平成26年4月に成立・公布され、平成27年4月1日から施行される。
- ・本事業において、「パートタイム労働者の雇用管理と均等・均衡待遇に関するアンケート調査」（第2章）は改正パートタイム労働法施行前の平成26年6月に実施したものであり、その結果も、原則として、改正前のパートタイム労働法に沿ってとりまとめている。ただし、得点率は改正パートタイム労働法に沿った配点表を適用している点に留意が必要である。
- ・一方、「パート労働者活躍企業診断サイト」（第4章）については、事業主等が、改正パートタイム労働法に基づいた設問に回答することにより、改正パートタイム労働法施行後の取組となっているかを確認できる仕様とした。